一　地域再生計画の作成主体の名称　村山市
二　地域再生計画の名称　地域力「活性・創出・育成」プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　村山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長井市
二　地域再生計画の名称　しあわせをみんなでつくるまち〝ながい〟活き活き雇用創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長井市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　尾花沢市
二　地域再生計画の名称　負けるな豪雪地！雪を攻略して雇用拡大をめざせ！
三　地域再生計画の区域の範囲　尾花沢市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県東田川郡庄内町
二　地域再生計画の名称　～地域資源の見直し・再発見〝3R（Relay・Reborn・Restart）しょうない〟による新産業の創出と雇用創造プラン～
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県東田川郡庄内町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　那須烏山市
二　地域再生計画の名称　那須烏山市の豊かな自然の恵みから産業と雇用を創出し、地域を再生するプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　那須烏山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県中新川郡立山町
二　地域再生計画の名称　「立山」の魅力発信～にぎわいと雇用の創出プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県中新川郡立山町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南アルプス市
二　地域再生計画の名称　競争力と持続力を持つ交流6次化による地域資源の活用―「ふるさと愛」プロジェクト―
三　地域再生計画の区域の範囲　南アルプス市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡海士町
二　地域再生計画の名称　海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県隠岐郡海士町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　西予市
二　地域再生計画の名称　ジオの恵みを活かした生活実感のある西予市雇用創造事業
三　地域再生計画の区域の範囲　西予市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知市
二　地域再生計画の名称　〝こうちのええとこ〟まるごと発信　―発信力の高い人材を育成し、まちの魅力を高めよう！―
三　地域再生計画の区域の範囲　高知市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三